



第1条(この約款の適用)

- 1 当ホテルが締結する宿泊及びこれに関連する契約は、この約款及び当ホテルが定める施設利用規約(以下「施設利用規約」といいます。)の定めるものとし、この約款又は施設利用規約に定めていない事項については、法令または慣習によるものといたします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特別の契約に応ずることがございます。

第2条(宿泊契約締結の拒絶)

- 当ホテルは、次の場合には、宿泊契約の締結をお断りすることがございます。
- (1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室(員)のため客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊を希望する方が、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊を希望する方が、他のお客様に対して著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (5) 宿泊を希望する方が、明らかに伝染病者であると認められるとき。
 - (6) 宿泊に関し、暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (7) 天災、施設の故障その他やむを得ない事由により宿泊していただくことができないとき。
 - (8) 静岡県旅館業法施行条例(静岡県条例第40号)第5条の規定する場合に該当するとき。
 - (9) 宿泊を希望する方が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
 - イ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に定める暴力団(以下「暴力団」といいます。)、暴力団員(以下「暴力団員」といいます。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を直接或いは間接的に支配する法人その他団体であるとき。
 - ハ 宿泊しようとする者が法人又は団体で、その役員若しくは従業員又は構成員に暴力団員に該当する者がいるとき。

第3条(宿泊の申込み)

- 1 当ホテルにご宿泊のお申込み(以下「宿泊申込み」といいます。)をしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊されるお客様の氏名、住所、国籍及び職業
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他ホテルが必要と認めた事項
- 2 宿泊されるお客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊申込みがあったものとして処理します。

第4条(宿泊契約の成立等)

- 1 宿泊契約は、当ホテルが、前条の宿泊申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、ご宿泊期間(ご宿泊期間が3日を超える場合は3日間)の宿泊料金を限度とする申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
- 3 前項の申込金は、まず、宿泊されるお客様が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第5条第1項及び第11条に定める場合に該当するときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があればお返しいたします。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊されるお客様に告知した場合に限ります。
- 5 第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、宿泊契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 6 宿泊申込みを承諾するに当たり、当ホテルが第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条(宿泊客による宿泊契約の解除)

- 1 宿泊されるお客様は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊されるお客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表違約金規定に定めるところにより違約金を申し受けます。
- 3 当ホテルは、宿泊されるお客様が連絡なしにご宿泊当日の午後10時(あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になってもご到着がないときは、その宿泊契約は当該お客様の責めに帰すべき事由により解除されたものとみなして処理することがございます。
- 4 前項の規定により宿泊契約が解除されたものとみなした場合であっても、宿泊されるお客様が、連絡なしにご到着なかったことが天災、公共交通機関の運行遅延その他お客様の責めに帰することができない事由によるものであることを証明したときは、第2項の違約金はいただきません。

第6条(宿泊の登録)

- 宿泊されるお客様は、ご宿泊当日、当ホテルのフロントオフィスで次の事項を登録していただきます。
- (1) 第3条第1項第1号の事項
 - (2) 外国人の場合は、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認めた事項

第7条(料金のお支払い)

- 1 宿泊料金のお支払は、チェックアウトの際当ホテルのフロント会計係でお願いいたします。但し、当ホテルがチェックイン時のお支払を求める場合(ご宿泊期間が3日間を超える場合その他当ホテルが必要と判断した場合は、チェックイン時にお支払いいただきます)。
- 2 宿泊されるお客様が前条による宿泊のご登録後、任意にお泊りにならなかった場合でも宿泊料金は頂戴いたします。
- 3 館内利用料金は、チェックアウトの際当ホテルのフロント会計係で一括にてお支払いください(途中の段階でのお支払いも可能です)。但し、ご宿泊期間中の1部屋における未精算金額(宿泊料金及び館内利用料金の合計)が10万円を超えた場合は、その段階で当ホテルからお支払を求めるものとし、その段階での未精算金額をお支払いいただきます(但し、当ホテルが特に認めた場合は対象外といたします)。

第8条(利用規則の厳守)

宿泊されるお客様は、施設利用規約その他当ホテルが定めるホテルご利用についての定めに従っていただきます。

第9条(当ホテルによる宿泊契約の解除)

- 1 当ホテルは、宿泊前であると引き受けした宿泊期間中であるとを問わず、次の場合には宿泊契約を解除することがございます。
 - (1) 第2条第1項第3号から第9号までに該当することとなったとき、又は該当するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 前条のご利用についての定めに従われないとき。
 - (3) 第3条第1項各号の事項の申告をお願いしたにもかかわらず、当ホテルが指定した期限までにそれらの事項が申告されないとき。
 - (4) 第4条第2項の申込金のお支払いをご請求したにもかかわらず、当ホテルが指定した期限までにお支払いがないとき。
- 2 当ホテルは、前項の規定により宿泊契約を解除したときは、お客様がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第10条(宿泊に関する当ホテルの責任)

- 1 お客様のご宿泊に関する当ホテルの責任は、お客様が当ホテルのフロントオフィスで宿泊のご登録をなさった時、又はお部屋にお入りになった時のうちいずれか早い時に始まり、お客様がご出発のためお部屋をあけられた時に終わります。
- 2 当ホテルの責に帰すべき事由によって、宿泊されるお客様にお部屋の提供ができなくなったときは、火災その他の理由により困難な場合を除き、できる限りそのお客様に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋いたします。この場合には、客室のご提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金は頂戴いたしません。

第11条(宿泊客の責任)

宿泊されるお客様の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、そのお客様は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

(別表)
違約金規定

		契約解除の通知を受けた日			
		不泊	当日	前日	2日前～9日前
個人	14名まで	100%	80%	50%	—
団体	15名以上	100%	80%	50%	20%

- ※1 %は宿泊料金に対する違約金の比率です。
- ※2 ※1の宿泊料金は、契約していた宿泊日数にかかわらず、宿泊第1日目(初日)の宿泊料金とします。
- ※3 団体客(15名以上)の一部について宿泊契約の解除(減員)があった場合であって、宿泊の日の10日前の日(この日以降に宿泊契約が成立した場合には、当該成立日)における宿泊人数の10%以内にあたる人数(端数が出た場合は切り上げ)については、違約金をいただきません。

(附則)
令和3年 3月26日 改正
令和3年12月15日 改正
令和4年 2月18日 改正